

令和5年3月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第3号

松伏町企業版ふるさと納税基金条例

1 趣旨

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、松伏町企業版ふるさと納税基金を設置するための条例の制定

2 内容

(1) 設置（第1条関係）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、松伏町企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(2) 積立（第2条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(3) 管理（第3条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(4) 繰替運用（第5条関係）

町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(5) 処分（第6条関係）

基金は、(1)の設置の目的に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

3 施行期日

公布の日

議案第4号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町立かるがもセンター設置及び管理条例の一部改正（第1条）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、使用料を算定する基準の所管が変更されたことに伴う規定の整備

(2) 松伏町子ども・子育て支援審議会条例の一部改正（第2条）

子ども・子育て支援法の一部改正により、条例中引用している条項が移動したことに伴う規定の整備

(3) 松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条）

子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正による条例中引用している条項の規定の整備

3 施行期日

令和5年4月1日

議案第 5 号

松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
職員の所有する住宅に係る住居手当を廃止するための条例の改正
- 2 内容
職員の所有する住宅に係る住居手当の廃止（第9条の4関係）
職員に支給する住居手当のうち、その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに対する住居手当を廃止する。
- 3 施行期日
令和6年4月1日

議案第 6 号

松伏町国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
出産育児一時金の額を改定するための条例の改正
- 2 内容
出産育児一時金の額の改定（第7条関係）

改 定 前	改 定 後
40万8千円。ただし、産科医療補償制度における保険契約を締結している病院等で出産した場合は、 <u>40万8千円</u> に、保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で町長が定める額を加算した額を支給する。	<u>48万8千円</u> 。ただし、産科医療補償制度における保険契約を締結している病院等で出産した場合は、 <u>48万8千円</u> に、保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で町長が定める額を加算した額を支給する。

- 3 施行期日等
 - (1) 施行期日
令和5年4月1日
 - (2) 経過措置
2は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第 7 号

松伏町学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

- 1 趣旨
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、安全計画及び業務継続計画の策定等並びに自動車を運行する場合の利用者等の所在の確認を義務付けるとともに、規定の整備をするための条例の改正
- 2 内容
 - (1) 松伏町学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条）
 - ア 安全計画の策定等（第6条の2関係）
学童保育事業者に、安全に関する事項についての計画の策定及び必要な措置を義務付ける。その際、1年の経過措置期間を設けることとする。
 - イ 自動車を運行する場合の所在の確認（第6条の3関係）

学童保育事業者に、利用者の移動のために自動車を運行するときの利用者の所在の確認を義務付ける。

ウ 業務継続計画の策定等（第12条の2関係）

学童保育事業者に、感染症や非常災害の発生時における利用者に対する支援の継続的な提供及び非常時の体制での早期の業務再開のための計画の策定並びに必要な措置を義務付ける。

エ その他規定の整備

(2) 松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条）

ア 安全計画の策定等（第7条の2関係）

家庭的保育事業者等に、安全に関する事項についての計画の策定及び必要な措置を義務付ける。

イ 自動車を運行する場合の所在の確認（第7条の3関係）

(ア) 家庭的保育事業者等に、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときの利用乳幼児の所在の確認を義務付ける。

(イ) 家庭的保育事業者等に、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときの利用乳幼児の見落としを防止する装置の設置及びこれを用いた（ア）に定める所在の確認を義務付ける。その際、1年の経過措置期間を設けることとする。

ウ 懲戒に関する規定の整備（第13条関係）

児童福祉法の一部改正により、条例中引用している同法の規定から懲戒が削除されたことに伴う規定の整備

エ その他規定の整備

(3) 松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条）

懲戒に関する規定の整備（第26条関係）

児童福祉法の一部改正により、条例中引用している同法の規定から懲戒が削除されたことに伴う規定の整備

3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、3（2）ウ及び（3）は、公布の日

議案第8号

町道3号線道路改築工事（2工区）請負契約の変更契約の締結について

- | | |
|---------------|---|
| 1 工 事 名 | 町道3号線道路改築工事（2工区） |
| 2 施 工 箇 所 | 松伏町大字大川戸地内 |
| 3 履 行 期 限 | 令和5年3月31日 |
| 4 変 更 履 行 期 限 | 令和5年12月28日 |
| 5 請 負 業 者 | 埼玉県北葛飾郡松伏町大字金杉968番地1
株式会社鈴木建設
代表取締役 鈴木 庄衛 |

議案第9号

町道3号線道路改築工事（3工区）請負契約の変更契約の締結について

- | | |
|-----------|------------------|
| 1 工 事 名 | 町道3号線道路改築工事（3工区） |
| 2 施 工 箇 所 | 松伏町大字大川戸地内 |

- 3 履行期限 令和5年3月31日
 4 変更履行期限 令和5年9月29日
 5 請負業者 埼玉県北葛飾郡松伏町田中三丁目27番地1
 清水建設株式会社
 代表取締役 川名 正博

議案第10号

令和4年度松伏町一般会計補正予算（第8号）

1 補正前予算額	11,039,840千円
2 補正予算額	171,987千円
3 合計	11,211,827千円

議案第11号

令和4年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	3,426,016千円
2 補正予算額	13,308千円
3 合計	3,439,324千円

議案第12号

令和4年度松伏町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

1 補正前予算額	23,114千円
2 補正予算額	0千円
3 合計	23,114千円

議案第13号

令和4年度松伏町下水道事業会計補正予算（第2号）

1 既決予定額	
(1) 収益の収入	508,794千円
(2) 収益の支出	508,794千円
(3) 資本の収入	169,318千円
(4) 資本の支出	330,536千円
2 補正予定額	
(1) 収益の収入	—
(2) 収益の支出	—
(3) 資本の収入	—
(4) 資本の支出	—
3 合計	
(1) 収益の収入	508,794千円
(2) 収益の支出	508,794千円
(3) 資本の収入	169,318千円
(4) 資本の支出	330,536千円

議案第14号

令和5年度松伏町一般会計予算

1 本年度予算額	8,788,000千円
----------	-------------

2	前年度予算額	9,035,000千円
3	比較	△247,000千円

議案第15号

令和5年度松伏町国民健康保険特別会計予算

1	本年度予算額	3,289,945千円
2	前年度予算額	3,312,722千円
3	比較	△22,777千円

議案第16号

令和5年度松伏町農業集落排水事業特別会計予算

1	本年度予算額	9,550千円
2	前年度予算額	8,887千円
3	比較	663千円

議案第17号

令和5年度松伏町介護保険特別会計予算

1	本年度予算額	2,250,269千円
2	前年度予算額	2,139,156千円
3	比較	111,113千円

議案第18号

令和5年度松伏町後期高齢者医療特別会計予算

1	本年度予算額	479,998千円
2	前年度予算額	423,722千円
3	比較	56,276千円

議案第19号

令和5年度松伏町下水道事業会計予算

1	本年度予算額	
	(1) 収益の収入	506,649千円
	(2) 収益の支出	506,649千円
	(3) 資本の収入	170,863千円
	(4) 資本の支出	359,421千円
2	前年度予算額	
	(1) 収益の収入	508,794千円
	(2) 収益の支出	508,794千円
	(3) 資本の収入	169,318千円
	(4) 資本の支出	330,536千円
3	比較	
	(1) 収益の収入	△2,145千円
	(2) 収益の支出	△2,145千円
	(3) 資本の収入	1,545千円
	(4) 資本の支出	28,885千円